



2005.7.7 JPNICオープンポリシーミーティング

# IPv6アドレスポリシーレビュー (JPNIC新ポリシー報告)

2005年7月7日

(社)日本ネットワークインフォメーションセンター

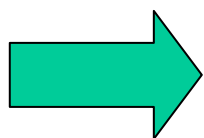
- 2005年5月16日より施行
  - 2005年4月11日より事前公開
- APNICで施行されているIPv6ポリシーを元に、日本の運用形態にあわせ、一部ローカライズしたもの
  - 基本的にはAPNICポリシー（2005年4月時点のもの）と同一

（ポリシー前文より）

本文書に記載されているポリシーは基本的にAPNICポリシーとの一貫性、透明性を旨として策定されるため、内容的にはほとんどの部分が同一であり、文書の体裁や構造も同一のものである。

## LIRからISPへの割り振り(再割り振り)

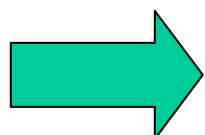
APNICポリシー	JPNICポリシー
<p>(5.3)            エンドサイトに割り当てられた/48はすべて、<b><u>LIR</u></b>  <b><u>か下位のISPによって登録</u></b>  <b><u>される必要がある。</u></b></p>	<p>(5.3)            エンドサイトに割り当てられた/48はすべて、<b><u>IP指</u></b>  <b><u>定事業者によって登録</u></b>  <b><u>される必要がある。</u></b></p>



JPNICとの直接の契約関係がないLIR配下のISPに対してデータベース登録、内容の責任を負わせることはできないと判断し、本項を修正した。

## 割り当て情報の公開・非公開

APNICポリシー	JPNICポリシー
<p>(5.5)            APNICから割り振りを受けた組織は、登録を行う顧客の割り当て情報を公開するか、非公開とするか、選択することができる。特に指定がない場合、もしくは登録している顧客の割り当て情報を非公開とすることを選択した場合、その情報は公開WHOIS上で参照することはできなくなる。WHOISで当該情報の検索を行った場合、割り振り情報が結果として表示される。</p>	<p>(左記規定削除)</p>



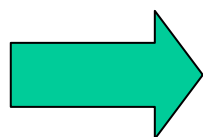
日本では、割り当て情報を非公開とすることに関するコミュニティのコンセンサスが無いため、本記述を削除した。

## その他

APNICポリシー	JPNICポリシー
(1.1) 本ドキュメントは、1999年より有効となっているポリシーを更新、廃止する。	(1.1) 左記記述を削除 <small>※JPNICでは更新、廃止すべきIPv6ポリシーは無いため。</small>
(2.8) $HD\text{-Ratio} = \text{Log}(\text{割り振られたオブジェクトの数}) / \text{Log}(\text{割り振り可能なオブジェクトの最大数})$	(2.8) $HD\text{-Ratio} = \text{Log}(\text{割り当てられたオブジェクトの数}) / \text{Log}(\text{割り当て可能なオブジェクトの最大数})$ <small>※本来こうあるべき記述。</small>
付録B	(削除)
その他細かな用語の修正 (LIR→IP指定事業者、RIR→APNIC、等) 及び、JPNIC IPv4ポリシーで使っている用語、言い回しへの統一を行った。	

## IXP/クリティカルインフラの規定

APNICポリシー	JPNICポリシー
<p>(新規に追加。以下要約)</p> <p>IXP、もしくは以下に挙げるクリティカルインフラストラクチャは、ポータブルなアドレスの割り当てを受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ルートDNS/ gTLD/ ccTLDネームサーバ</li> <li>• IANA / RIR / NIR</li> </ul>	<p>規定無し。</p>



当初APNICポリシーとの差異はなかったが、2005年5月にAPNICポリシー文書に上記規定が追加となったため、今回のOPMでAPNICポリシーにあわせる提案を行う予定。

